

令和5年度児童虐待を防止するためのLINE相談業務委託 に係る企画提案公募要領

本公募は次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業です。国会及び県議会において、当初予算案が否決された場合、本事業の交付決定がなされなかった場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 業務委託名

令和5年度児童虐待を防止するためのLINE相談業務委託

2 業務委託の概要

別添「令和5年度 児童虐待を防止するためのLINE相談業務委託に係る企画提案仕様書」（以下「企画提案仕様書」という。）のとおり。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

4 委託料上限額

委託料の上限額は、17,700,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案仕様書の内容に係る予算規模を示したものです。受託者の決定後、提案内容に基づき改めて仕様を定め、見積書の提出を求めます。

5 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など）でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2項に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (4) 業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせや報告が円滑に対応できる体制及び緊急時、速やかに職員を派遣し対応できる体制を有する者であること。

- (5) 過去に同様の事業実績（SNS を活用した相談業務）を有する者であること。
- (6) 今回の業務委託に際して、業務責任者として1名以上配置し、本業務委託に係る統制及びその他の事務について、十分な執行体制がとれること。
- (7) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体の構成員は、上記応募資格(1)から(3)までの要件を満たすものであること。
 - ウ 共同企業体の構成員のいずれかが、応募資格(4)から(6)までの要件を満たす者であること。
 - エ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。
 - オ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
 - カ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため、他の共同企業体の構成員との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図るものとする。
- (8) 1提案者（共同企業体で事業を実施する場合は1共同企業体）につき、提案は1件であること。

6 本企画提案公募に係るスケジュール

- 令和5年3月3日（金）企画提案公募及び質問受付開始
- 令和5年3月10日（金）質問受付締め切り
- 令和5年3月17日（金）企画提案参加申届の提出締め切り
- 令和5年3月23日（木）応募申請書・企画提案書の提出締め切り
- 令和5年3月24日（金）第1次審査（書類審査）
- 令和5年3月28日（火）第2次審査（プレゼンテーション）
- 令和5年4月3日（月）審査結果通知（予定）
- 令和5年4月5日（水）契約締結（予定）

7 応募方法等

- (1) 企画提案公募要領及び企画提案仕様書の配布
 - ア 配布期間
令和5年3月3日（金）から令和5年3月17日（金）17:00まで
 - イ 沖縄県庁ホームページ（公募・入札）からダウンロード
- (2) 企画提案公募に関する質問及び回答
「企画提案仕様書」等に関して質問がある場合には、質問票【様式6】をE-mailにて提出してください。

- ア 受付期間 令和5年3月3日(金)から令和5年3月10日(金)17:00まで
- イ 提出先 E-mail アドレス aa022004@pref.okinawa.lg.jp
件名を「LINE相談業務企画提案に係る質問」としてください。
- ウ 質問に対する回答は、質問者にE-mail又は電話にて回答するとともに、青少年・子ども家庭課HPに掲載します。

(3) 企画提案参加届の提出

- ア 提出書類 参加希望者は企画提案参加届【様式1】を提出してください。
※この公募に参加できるのは、事前に企画提案参加届を提出した者に限ります。
- イ 提出方法 持参又は郵送
- ウ 提出期限 令和5年3月17日(金)17:00まで必着

(4) 企画提案書の提出

- ア 提出期限 令和5年3月23日(木)17:00まで必着(郵送の場合、当日消印有効)
- イ 提出方法 持参又は郵送
- ウ 提出先 青少年・子ども家庭課(下記お問い合わせ先参照)
- エ 提出書類

①企画提案応募申請書【様式2】

②法人等概要【様式3】

③業務実績書【様式4】

④誓約書【様式5】

⑤企画提案書

提案書には以下の内容を盛り込んだうえ、10ページ以内とすること。

- ・LINE相談の実施に関する提案(業務のフロー、相談業務の対応方法や特に留意すべき点、相談時間帯以外の応答、他機関への繋ぎに関する方針等)
- ・LINE相談の実施体制に関する提案(配置体制、欠員が出た場合やアクセス件数が多い場合の対応方針、配置予定者の資格や実績等に関する採用方針、相談員の資質向上に向けた取組方針等)
- ・LINE相談の危機管理・情報管理に関する提案(児童虐待等緊急事案発生時の対応方針や体制、個人情報漏洩を防止するための具体的方策等)
- ・LINE相談の周知・広報、独自提案に関する提案
- ・SNSを活用した相談事業の受託実績

⑥経費見積書【様式7】

※見積金額の内訳を別添で添付すること。

※見積上限金額17,700,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を超えないこと。

- ⑦その他、法人等の概要が分かる参考資料等
 - 会社概要書（パンフレット等）
 - 法人登記簿謄本の写し
 - 会社の定款
 - 共同企業体については協定書の写し
- オ 提出部数 各 8 部（1 部は正本、7 部はコピー可）
- カ 製本方法
 - ・ A 4 版、全ての書類の通し番号でページを付す、適宜インデックスを付ける
 - ・ A 4 長辺側を穴開けし、紙ファイルに綴る

8 企画提案の審査に関する事項

提出された書類により参加要件を確認後、企画提案書の書類審査を実施し、上位 3 者程度を選定します。選定された業者に対しては、結果及び本審査（プレゼンテーション）の実施日時等を電話及び電子メールにて、選定されなかった法人等に対しては、結果のみ電子メールにて通知します。

（1）本審査（プレゼンテーション）方法

ア 日 時：令和 5 年 3 月 28 日（火）9 時 00 分～12 時 00 分

イ 場 所：沖縄県庁 3 階 第 5 会議室

ウ 選定方法

書類審査により選定された企画提案者によるプレゼンテーションを実施し、企画提案書の内容を総合的に審査の上、最も優秀な提案を行った者を優先交渉権者として決定します。

（2）プレゼンテーションの実施方法

ア 提出された企画提案書に基づき、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

イ 審査時間は 30 分（プレゼンテーション 20 分、ヒアリング質疑応答 10 分）とする。

ウ プレゼンテーションへの出席者は各提案者 3 名以内とする。

エ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、希望者に対してはテレビ会議方式（Zoom）によりプレゼンテーションを実施いたします。実施日までに機器環境（パソコン、Web カメラ、マイクスピーカー等）を整えて下さい。

（3）本審査結果の通知

審査の結果は、全ての提案者に文書で通知します。

9 委託契約に関する事項

（1）契約締結の手続

優先交渉権者と当課との間で、本業務の委託契約に関する協議を行ない、協議が合

意に至ったときは、改めて業務仕様書を作成し、当該提案者から見積書を徴し、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）に定める随意契約の手続きにより、契約を締結します。ただし、優先交渉権者と合意に至らなかったときは、次点の提案者と協議を経て契約を締結する場合があります。

(2) 契約保証金（下記沖縄県財務規則条文の抜粋参照）

契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければなりません。

ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する場合があります。

10 留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とします。
- (2) 県へ提出された書類等は、返却しないものとします。
- (3) 企画提案書は、提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出期限後の追加、差し替え及び再提出は認めません。
- (4) 県へ提出された書類は、選定以外の目的に使用しません。
- (5) 次のいずれかの事項に該当した場合は、無効又は失格とします。
 - ア 参加要件を満たさない場合又は契約の相手方が決定されるまでの間に参加要件を満たさなくなった場合
 - イ 一の提案者から2以上の企画提案がされた場合
 - ウ 委託料の上限額を超えて企画提案がされた場合
 - エ 企画提案書等提出された書類に虚偽の記載がある場合
 - オ この要領に定める提出期限、提出方法、提出先等に適合しない場合
 - カ この要領に違反し、又は著しく逸脱すると認められた場合
 - キ 審査の公平性に影響を及ぼす不正な行為があった場合
- (6) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しません。
- (7) 採否に関する異議申し立て等は受け付けません。
- (8) 検討すべき事項が生じた場合は、当課と受託業者とで別途協議して決めます。

11 お問い合わせ、各種様式及び企画提案書の提出先

沖縄県子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課（担当：神谷、佐藤）

所在地 那覇市泉崎1-2-2

電話 098-866-2174（直通）

FAX 098-868-2402

E-mail aa022004@pref.okinawa.lg.jp

○沖縄県財務規則（抜粋）

（契約保証金）

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。